令和7年度不正防止計画

令和7年2月
立正大学不正防止推進委員会

立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針	不正発生要因および改善が必要と思われる事項	R07年度計画	計画実施責任主体	具体的な取り組み
1. 機関内における責任体系の明確化 本学が公的研究費を適正に運営・管理を行うため責任体系を明確化する。責任者は不正防止対策を積極的に推進し、学内外に責任を持つ。そのための役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表をする。	特になし	－	－	－
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 不正に対して十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築し、不正を誘発する要因を除去する。	①説明会に参加できない教員に対するフォローができていない。	公的研究費に関する説明会を定期的に開催するとともに、欠席者へのフォローを強化し、コンプライアンス意識と理解度を向上させる。	研究推進・社会貢献課	・研究代表者および適宜研究分担者へは説明会開催前に連絡し参加を徹底させたうえ、欠席者へはピンポイントで別途オンデマンド視聴を行うよう連絡を行う。また、周知徹底の機会を見つけて取り組みを強化する。
	②通報者保護の観点から、通報窓口を第三者機関に設置することが望ましいとされているが、第三者機関に設置されていない。	通報窓口を第三者機関に設置することについての検討を行う。	不正防止推進委員会	・監督関連省庁の要請度合いを注視しつつ、不正防止推進委員会で通報窓口を第三者機関に設置の検討を継続する。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。	特になし	－	－	－

令和7年度不正防止計画

令和7年2月
立正大学不正防止推進委員会

立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針	不正発生要因および改善が必要と思われる事項	R07年度計画	計画実施責任主体	具体的な取り組み
4. 公的研究費の適切な運営・管理 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作り管理し、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題を捉える。	①原則事務発注とされているが、研究者による発注に対しても経費の執行を認めており、その場合のルールが明確に定まっていない。	研究者による発注を行う場合のルールを明確化し、適切な予算執行が行われるよう管理する。 また、発注の効率性、事務負担軽減および不正防止の観点から、コーポレートカードの有効性についての検討を行う。	研究推進・社会貢献課 経理課	・備品以外の特殊な請負案件の事例を整理し、最適な発注・検収方法を検討する。 ・コーポレートカードの導入について、監督関連省庁の要請度合いを注視しつつ、経理課との協議を継続する。
	②検収が第三者から実効性のあるチェックが効くシステム構築・管理の徹底がなされていない。	研究推進・社会貢献課での検収を原則とするが、検収が形式的にならないように、第三者による確認機能を向上させる。	研究推進・社会貢献課 経理課	・検収を行う部署が研究推進・社会貢献課のみのため、研究推進・社会貢献課のみで検収が行われない体制について検討する。 ・現状の事務組織体制を踏まえつつ、検収の適正性と作業手間の最適化を図る。 ・特殊な検収作業は複数人・複数部署でのダブルチェックを実施する。
	③カラ出張等を抑止する対策が十分でない。	カラ出張を防止するため、必要に応じて関係者、用務先へ事実確認を行うことができる体制を整備する。	研究推進・社会貢献課	・学部事務室等での対応等についてヒアリングを継続し、不正防止の抑止力の向上と、学内で統一的な防止体制の検討を行う。 ・出張完了後、提出書類等との関係を点検、確認する。搭乗券や用務を達成したことを証明する資料等が添付されていない等の不備がある場合は不備の是正を求める。また、出張計画について疑問点が生じた際は、執行前に研究者にヒアリングする。
	④実態の伴わないアルバイト代の請求等への対策が十分でない。	アルバイト等の勤務状況を把握できる環境を整備し、不定期の調査等を行うことができる体制を整備する。	研究推進・社会貢献課	・アルバイト学生等がアルバイト勤務表を提出した際に、必要に応じて勤務内容等についてヒアリングを行う。 ・抑止力と牽制力の向上を狙いとして、アルバイトを雇用する際に不定期の調査を行う可能性がある旨を研究者に伝える。
5. 情報発信・共有化の推進 公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。また、公的研究費の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	特になし	－	－	－
6. モニタリングの在り方 不正発生の可能性を最小にすることを目指し、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るため、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。	特になし	－	－	－